			肝がん	し・重度	尼促進事	業参加者	季証			
公費	負担者番	爭号								
	負担医療合者番									
参	住	所								
加加者	氏	名								
1	生年月	月			年		月	日	男	· 女
保険種別			協・組・	共・国・	後 被保	険者証の記	号・番号			
保険者番号							適用区分	>		
有	効 期	間	自至		年 年	月 月		日日		
自己負担月額			10,000円 ※裏面の注意事項3に該当する入院は窓口で自己負担額が1万円となりますが、その他の外来等は窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日本証を交付した保健所に償還払いの請求を行うことにより自己負担額が1万円となります。							
交	付	者			長	野県	保健所長	Ø		
交付	十年 月	日			年	Į.		日		
備		考	所得の変動に伴い標準報酬月額(所得区分)の変更を知った場合は、保険者及び保健所に報告 してください。							
核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付の有無 有・無										

注意事項

- 1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(以下「本事業」という。)の参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち3月目以降の費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。
- 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去12月以内に、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に2月以上ある場合であって、指定医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月のものに限られます。
- 3. 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、同一の月に、一つの指定医療機関における1回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合です。
- 4. 肝がん外来関係医療及び注意事項3に該当しない肝がん・重度肝硬変入院関係医療は、 償還払いの手続きをとることになります。
- 5. 窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を 満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6. 本証の交付を受けた際は、必ず、受診等をする指定医療機関及び保険薬局に提示して いください。
- 7. 本証の有効期間の満了後に引き続き本事業に参加することを希望する場合は、交付申請書に必要事項を記載し、居住する都道府県の知事が定める交付申請書に添付する書類 (住民票等)を添えて、*《本証を交付した保健所長》*に更新の申請を行ってください。
- 8. 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号及び保険者番号に変更があったとき(他の都道府県に転居した場合を除く)は、速やかに、変更した箇所を交付申請書に記載し、本証と、変更箇所に関係する書類を添えて、*《本証を交付した保健所長》*に提出してください。
- 9. 長野県外へ転出する場合(住民票を移した場合)において、転出後も本事業に参加し、 参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更 箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付す る書類(住民票等)を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10. 償還払いを請求する場合は、本証の写しを提出することになります。
- 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を本証を交付した保健所が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 12. 本証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、*《本証を交付した保健所長》*にその旨を届け出てください。
- 13. 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14. その他の問い合わせは下記に連絡してください。

 連絡先
 課(TEL: -)